**大阪府情報公開審査会答申（大公審答申第425号）**

**〔　現代社会関係文書不存在非公開決定審査請求事案　〕**

**（答申日：令和６年12月13日）**

**第一　審査会の結論**

大阪府教育委員会が行った不存在による非公開決定は、妥当である。

**第二　審査請求に至る経過**

１　令和３年７月８日付けで、審査請求人は、大阪府教育委員会（以下「実施機関」という。）に対し、大阪府情報公開条例（平成11年大阪府条例第39号。以下「条例」という。）第６条の規定により、以下の内容についての行政文書公開請求を行った。

　（行政文書公開請求の内容）

府立○○高校について、

　（１）令和２年度の公民科「現代社会」において、必履修科目であるにも関わらずシラバス通りに授業をしていないことがわかる資料

（２）令和３年度の公民科「政治・経済」において、令和２年度の上記「現代社会」ではどのような内容の授業をしたのか生徒に確認したアンケートの結果（以下「本件請求」という。）

２　令和３年８月10日付けで、実施機関は本件請求に対し、条例第13条第２項の規定により、不存在による非公開決定（以下「本件決定」という。）を行い、「作成していないため、管理していない」との理由を付して、審査請求人に通知した。

３　令和３年８月27日付けで、審査請求人は、本件決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第２条の規定により、実施機関に対して、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

**第三　審査請求の趣旨**

　　　処分の取消しを求める。該当文書の公開を求める。

**第四　審査請求人の主張要旨**

１　審査請求書における主張

本件請求について、府立○○高校校長が所持していることを確認しているため。

２　反論書における主張

弁明書には「行政文書として管理していない」とあるが、教職員が公務において作成し、校長に手交して内容を報告して受理されているため、公文書である。よって公開すること。

**第五　実施機関の主張要旨**

　　実施機関の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

１　弁明の趣旨

本件審査請求を棄却する裁決を求める。

２　弁明の理由

審査請求人が情報公開請求を行った本件請求は、行政文書として作成・管理していないため、「不存在により非公開」としたもの。

　３　結論

本件決定は条例に基づき適正に行われたものであり、違法・不当な点はなく、適法かつ妥当なものである。

**第六　審査会の判断**

１　条例の基本的な考え方について

行政文書公開についての条例の基本的な理念は、その前文及び第１条にあるように、府民の行政文書の公開を求める権利を明らかにすることにより「知る権利」を保障し、そのことによって府民の府政参加を推進するとともに府政の公正な運営を確保し、府民の生活の保護及び利便の増進を図るとともに個人の尊厳を確保し、もって府民の府政への信頼を深め、府民福祉の増進に寄与しようとするものである。

２　本件決定に係る具体的な判断及びその理由について

（１）審査請求人は、本件請求によりアンケートの結果（以下「本件アンケート」という。）の公開を求めており、実施機関は、本件アンケートについて行政文書として作成、管理していないと弁明したところ、これに対して審査請求人は、公開すべき行政文書が存在すると反論する。

この点、条例第２条第１項に行政文書の定義が定められているところ、同項は、実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が管理しているものが行政文書に該当するとしており、「実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が管理しているもの」とは、作成又は取得に関与した職員個人の段階のものではなく、組織としての共用文書の実質を備えた状態、すなわち、当該実施機関の組織において業務上必要なものとして利用・保存されている状態のものを意味する。

この定義からは、教員を含む実施機関の職員が職務上作成した文書であっても、組織において業務上必要なものとして利用・保存されていない場合は、行政文書に該当するとはいえないこととなる。なお、行政文書に該当するか否かは、文書を作成した職員が所属する組織において、その作成目的及び内容等を考慮の上、個別具体的に判断されるものである。

　（２）審査請求人は、本件アンケートは教職員が公務において作成し、校長に手交したと主張する。仮に本件アンケートが教職員により公務において作成されたものであるとしても、それが組織において業務上必要なものとして利用・保存されていたか否かにより、行政文書の該当性の判断が変わるものであるから、この点について検討する。

　　　　実施機関に確認したところ、府立○○高校を含め各府立高校においては、生徒を対象として毎年定例的に、当該年度に行った授業について、授業に興味・関心を持つことができたと感じている、授業を受けて知識や技能が身に付いたと感じている等、授業に関するアンケート（以下「授業アンケート」という。）を行って、「魅力的な授業」「わかる授業」になっていたかどうかを評価することを目的としているところである。しかし、審査請求人が公開を求める本件アンケートは特定の教職員が独自に行ったアンケートであり、実施機関によれば、前年度に行った授業について教科書の目次と思われる項目を列記して、「やった」、「やっていない」を回答させるようなものであって、授業アンケートとは様式や質問項目も異なり、上記の授業アンケートの目的と直接かかわらず、当該高校の教育の質の評価をするためのアンケートとして相当ではないことから、同校は、本件アンケートを校内において業務上必要なものとして利用・保存するものではないと判断したとのことであった。

また同校は、本件アンケートを実際に業務上必要なものとして利用・保存していないとのことである。

　　　　以上の実施機関の説明に不合理な点は認められず、実施機関の本件アンケートが行政文書に該当しないとした判断は首肯し得るところであり、本件決定は妥当である。

３　結論

以上のとおりであるから、「第一　審査会の結論」のとおり答申するものである。

（主に調査審議を行った委員の氏名）

　海道　俊明、近藤　亜矢子、榊原　和穂、髙野　恵亮